

大阪府新型インフルエンザ等協力医療機関整備要綱

(制定) 平成 21 年 9 月 16 日付地保第 2097 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、新型インフルエンザ等患者に対する適切な医療提供体制を確保することを目的とし、大阪府新型インフルエンザ等協力医療機関(以下「協力医療機関」という。)の整備について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「新型インフルエンザ等」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 2 条第 1 項で規定する感染症をいう。

(協力医療機関)

第 3 条 協力医療機関とは、新型インフルエンザ等患者の治療を行う医療機関で大阪府知事(以下「知事」という。)が登録するものをいう。

- 2 協力医療機関は府内の保健所と連携し、新型インフルエンザ等患者の治療を行い、感染拡大防止に寄与するものとする。
- 3 協力医療機関は大阪府新型インフルエンザ等診療協力医療機関(以下「診療協力医療機関」という。)及び大阪府新型インフルエンザ等入院協力医療機関(以下「入院協力医療機関」という。)に区分する。

(診療協力医療機関)

第 4 条 診療協力医療機関は、外来診療を基本とした必要な医療を提供するものとし、次のとおり区分する。

(1) 帰国者・接触者外来(拠点型)

府内の各保健所管内において、新型インフルエンザ等の外来診療を行うに必要な院内感染対策がなされている、地域における拠点的な医療機関

(2) 帰国者・接触者外来(協力型)

前号の帰国者・接触者外来(拠点型)を補完するものとして、標準的な院内感染対策がなされている、地域における身近な医療機関

(3) 帰国者・接触者外来(ハイリスク)

新型インフルエンザ等に感染した場合に重症化する可能性の高い透析患者や妊婦、小児慢性特定疾患等のハイリスク患者に対する専門的な外来診療を行うに必要な院内感染対策がなされている医療機関

(入院協力医療機関)

第 5 条 入院協力医療機関は、入院による必要な医療を提供するものとする。

(協力医療機関の運営)

第6条 協力医療機関の運営については、別に知事が定める「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「大阪府新型インフルエンザ等対策医療体制整備ガイドライン」に基づいて行うものとする。

(協力医療機関に対する補助)

第7条 知事は協力医療機関に対して、予算の範囲内で補助を行うことができる。

(協力医療機関の登録)

第8条 知事は、次の手続きにより協力医療機関の登録を行う。

(1) 登録の申請

協力医療機関を運営しようとする医療機関の開設者は、事前に知事と協議の上、様式第1号により知事に登録を申請する。

(2) 登録

知事は、前号の規定により提出された登録申請書を審査の上、協力医療機関として登録する。

(3) 通知

知事は、協力医療機関を登録した場合は、様式第2号により、当該協力医療機関の開設者に対して通知する。

(登録情報の更新及び変更)

第9条 知事は、次の手続きにより協力医療機関の登録情報の更新及び変更を行う。

(1) 更新

協力医療機関として登録を行った医療機関は、おおむね3年ごとに、別途知事が定める期日をもって、様式第3号により登録情報の更新を行う。

(2) 変更

協力医療機関は、登録情報に変更が生じた場合は、前号に関わらず速やかに様式第4号により知事に届け出る。但し、担当部署又は担当者氏名のみ変更する場合は、大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課まで申し出ることをもって変更を完了することができる。

なお、前号の規定による更新の際に登録区分の変更を行う場合は、様式第3号による更新をもって登録情報の変更を届け出たものとみなす。

(3) 通知

知事は、協力医療機関から前号の規定による届出を受けた場合は、登録情報を変更するとともに、様式第5号により、その旨を当該協力医療機関の開設者に対して通知する。

(協力医療機関登録の辞退)

第10条 協力医療機関は、やむを得ない事由が生じた場合は、協力医療機関登録を辞退することができる。ただし、第7条の規定による補助を受けた協力医療機関は、医

療機関の廃止等必要な医療の提供が不可能となった場合を除き、大阪府新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業補助金交付要綱第6条(5)の規定により定められた期間を経過するまでの間は、協力医療機関の登録を辞退することができない。

- 2 登録の辞退をしようとする医療機関の開設者は、事前に知事と協議の上、様式第6号により、知事に申請する。
- 3 知事は、前項の規定により提出された登録辞退申請書を審査の上、辞退を承認する場合は、様式第7号により通知する。

(保健所長の経由)

第11条 第8条、第9条及び第10条に規定する手続きについては、協力医療機関の所在地を所管する保健所長を経由して行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月16日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月13日から施行する。

(大阪府新型インフルエンザ協力医療機関の登録・運営要領の廃止)

- 2 大阪府新型インフルエンザ協力医療機関の登録・運営要領(平成21年9月16日付地保第2097号)は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行前に定めた「大阪府新型インフルエンザ協力医療機関の登録・運営要領」第2条の規定により登録した診療協力医療機関については、改正後の大阪府新型インフルエンザ等協力医療機関整備要綱の規定により登録したものとみなし、その区分を、次のとおり変更する。

変更前	変更後
拠点型発熱外来	帰国者・接触者外来(拠点型)
協力型発熱外来	帰国者・接触者外来(協力型)
ハイリスク発熱外来	帰国者・接触者外来(ハイリスク)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年12月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月26日から施行する。